

新たに住民税非課税等となる世帯への 生活支援給付金のご案内

- 令和6年度新たに住民税非課税・住民税均等割のみ課税となる世帯へ **1世帯あたり10万円**を支給します。また、支給対象世帯のうち、平成18年4月2日以降に生まれた児童がいる世帯には、**児童1人あたり5万円**を追加で支給します。

支給対象

- 令和6年6月3日現在で上越市に住民登録があり、令和6年度の住民税の課税状況が次のいずれかの世帯
 - 世帯全員の住民税が非課税である世帯
 - 世帯全員の住民税が均等割のみ課税である世帯
 - 住民税均等割のみ課税の方と住民税非課税の方で構成される世帯
- ※ただし、世帯全員が住民税を課税されている人の扶養親族（税法上の扶養親族）になっている場合は対象になりません。（現在学生の方、昨年度まで学生の方ご注意ください。）
- 令和5年度住民税非課税世帯等として、上越市や他市町村で住民税非課税世帯への給付金（7万円）、住民税均等割のみ課税世帯への給付金（8万5千円または10万円）の支給対象となった世帯または対象世帯の世帯主を含む世帯（未申請の世帯や受給辞退された世帯も含む。）は**今回対象外**です。
- 令和6年6月4日（火）から10月31日（木）までに生まれたお子さんも追加支給の対象になります。

手続の有無

令和6年1月2日から6月3日までに転入した方がいない世帯

令和6年1月2日から6月3日までに転入した方がいる世帯
 令和6年6月3日までに税法上の扶養者が死亡または離婚などにより、被扶養者だけになった世帯
 令和6年度住民税の修正申告等により、住民税が非課税または均等割のみ課税者の世帯等になった世帯
 DV加害者等の扶養に入っているが、令和6年6月3日時点で上越市内に避難中で、かつその他の支給要件に該当する世帯など

確認書返送

詳しくは裏面「Ⅰ」へ

申請書提出

詳しくは裏面「Ⅱ」へ

支給手続きの詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給時期

受付・審査が終わり次第、3週間から1か月程度で支給します。

給付金の支給手続き

I 世帯全員が、令和6年1月1日以前から上越市にお住まいの場合

- 対象と思われる世帯には、上越市生活援護課（生活支援給付金担当）から確認事項等が書かれた確認書が届きます。
- 確認書の内容を確認して、上越市生活援護課に返送してください。

- ### II ①令和6年1月2日から6月3日までに転入した方がいる世帯（上越市では住民情報はあがるが、令和6年度住民税情報がないため）
- ②令和6年6月3日までに税法上の扶養者が死亡または離婚などにより、世帯全員が住民税非課税等となった世帯
- ③令和6年6月3日以降に離婚し、世帯全員が住民税非課税等となった世帯（ただし、こども連れでの離婚の場合に限る）
- ④令和6年度住民税の修正申告等により、住民税が非課税または均等割のみ課税者の世帯等になった世帯
- ⑤DV加害者等の扶養に入っているが、令和6年6月3日時点で上越市内に避難中で、かつその他の支給要件に該当する世帯

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類（必要な添付書類については、申請書裏面をご確認ください）とともに、上越市生活援護課、南・北出張所または各総合事務所へ提出してください。

※ 申請書は、市ホームページ

(<https://www.city.joetsu.niigata.jp/>)よりダウンロード、
または、市役所生活援護課、南・北出張所、各総合事務所に
てお受取りください。



※住民税非課税世帯等に対する生活支援給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

お問い合わせ

〒943-8601 上越市木田1-1-3 上越市 健康福祉部 生活援護課（生活支援給付金担当）
電話 025-520-5697
受付時間 平日9:00～17:15